

一般廃棄物の発生抑制を最優先
とした循環型社会について
(答申)

令和2年6月

葛飾区リサイクル清掃審議会

目次

答申に当たって

- 1 葛飾区のごみと資源に関する現状
 - (1) 葛飾区から排出されるごみ
 - (2) 前回答申以降の主な取組
 - (3) 葛飾区の資源の収集形態一覧
 - (4) ごみ量と資源量（平成 30 年度）

- 2 第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況
 - (1) 方針に基づく施策の状況
 - (2) 目標達成状況

- 3 現状を踏まえた課題と今後の方向性

- 4 本審議会で検討した事項

- 5 今後のごみ減量に向けた具体策の検討
 - (1) 食品ロスの削減について
 - (2) 資源類の分別推進について
 - ① 雑紙
 - ② プラスチック
 - (3) 家庭ごみの有料化について
 - (4) 事業系ごみの減量について

- 6 第 4 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画の指標の提案
 - (1) 指標 1：区民一人一日当たりの家庭ごみ量
 - (2) 指標 2：事業系ごみ年間総排出量
 - (3) 指標 3：資源回収率

- 7 計画の弾力的対応と見直し

おわりに ～今後のリサイクル清掃事業のあり方～

〈資料編〉

諮問文

葛飾区リサイクル清掃審議会委員名簿

葛飾区リサイクル清掃審議会審議経過

答申に当たって

葛飾区は、平成 23 年 4 月に第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画を策定し、「コミュニティを活かしてつくる循環型のまち」を将来像として、ごみを減らし資源を有効に活用することで環境への負荷をできるだけ少なくする「資源循環型地域社会」の構築に努めてきました。平成 28 年 4 月には、目標達成状況や施策の実施状況などを踏まえ、内容を見直し、第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）を策定し、さらなるごみ減量を推し進めてきました。

「かつしかルール」の策定など、ごみの発生抑制を最優先とした 3R の普及啓発活動や情報提供といった取組により、区内から発生するごみ量は着実に減少していますが、現在の東京湾の最終処分場の延命化や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念など、環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築のためには、さらなるごみ減量及び資源循環の仕組みづくりが必要であると考えます。

第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）の策定後、国際社会においては「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択され、国においては「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」「プラスチック資源循環戦略」、東京都においては「資源循環・廃棄物処理計画」や「ゼロエミッション東京戦略」が策定されるなど、廃棄物に関する対策は一層強化され、これまでの「使い捨て社会」から持続可能な「資源循環型社会」の構築が求められるようになりました。

葛飾区においても、「ゼロエミッションかつしか¹」を宣言し、かつ、SDGs を国際社会の重要な目標ととらえ、地域からその実現に向けて貢献するために、「SDGs かつしか宣言²」を掲げ、循環型社会の実現に向けて取組を進めていくこととしています。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 3 月に現行計画が終了を迎えることから、今後一層のごみ減量施策を計画的に推進していくため、本審議会は令和元年 8 月に葛飾区長から「一般廃棄物の発生抑制を最優先とした循環型社会について」諮問を受け、その後、学識経験者や区民・事業者・団体の代表の方々を交え、約 1 年にわたり審議を重ね、その結果を答申としてまとめました。

本答申では、葛飾区のごみと資源の現状と課題について述べた後、重点項目として「食品ロスの削減」「資源類の分別推進（主に雑紙・プラスチック）」「家庭ごみの有料化」の 3 点について具体策を検討した結果をまとめました。そして、その結果を踏まえ、新たに策定する第 4 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画にお

¹ ゼロエミッションかつしか：「2050 年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロ」を目指し、クリーンなエネルギーや省エネルギーを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を図ること。

² SDGs かつしか：区民と協働で「社会」「経済」「環境」分野など、広く持続可能な葛飾区の実現を目指すもの。

けるごみ減量の指標を提案しました。

葛飾区におかれましては、第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、本答申の内容やこれから寄せられる区民等の意見を十分に踏まえるとともに、自治体の循環型社会形成推進基本計画としての性質を持ち、確実に循環型社会につながる計画を策定されることを期待します。

令和2年6月29日 葛飾区リサイクル清掃審議会

1 葛飾区のごみと資源に関する現状

(1) 葛飾区から排出されるごみ

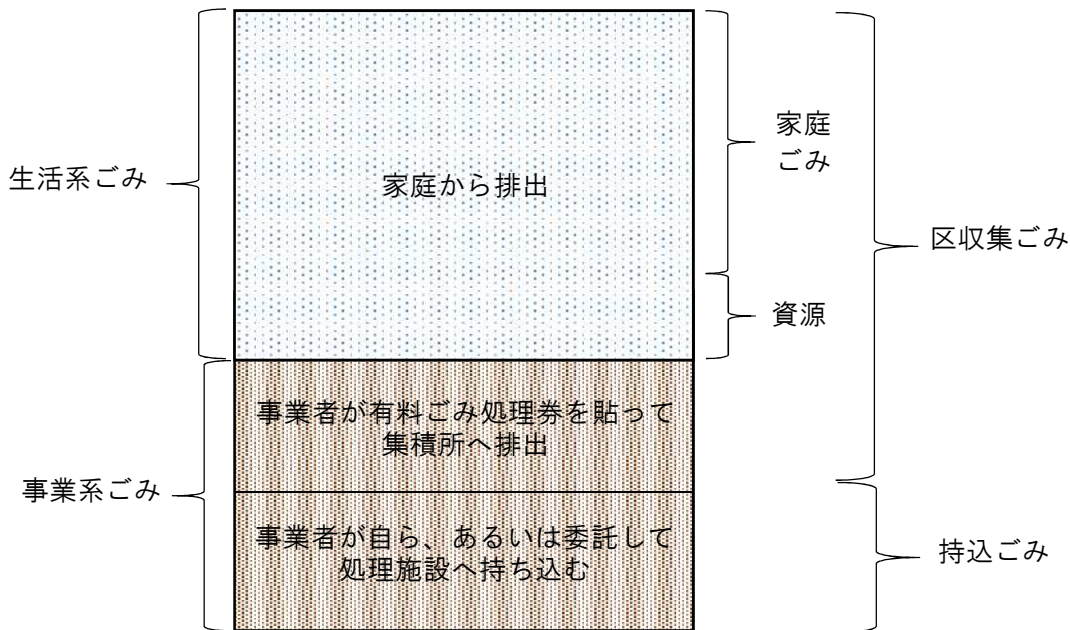
葛飾区から排出されるごみは、生活系ごみと事業系ごみに分けられます。本答申では、生活系ごみのうち資源³を除いた分を家庭ごみといい、家庭ごみは、各家庭から集積所に排出され、区が収集します。収集された家庭ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合⁴の管理する処理施設に運ばれ、焼却等の中間処理をされた後、東京都の管理する埋立処分場で最終処分されます。また、資源については、それぞれの品目ごとの資源化ルートに回します。

一方、事業系ごみは、事業者が排出するごみで、事業者が自ら処理施設に運搬する方法（一般廃棄物処理業者に委託して運搬することも可）と、有料ごみ処理券を貼って、区の集積所に出す方法があります。いずれの場合も処理施設に運ばれた後の中間処理や最終処分は、家庭ごみの場合と同じです。

家庭あるいは事業者が集積所に排出し、区が収集し処理施設へ運搬するごみを「区収集ごみ」、事業者が直接あるいは一般廃棄物処理業者に委託して処理施設に運搬するごみを「持込ごみ」といいます。

平成30年度のデータでは、葛飾区から発生するごみのうち、区収集ごみが約77.7%（83,366 t）、持込ごみが約22.3%（23,930 t）となっています。

【ごみの分類】

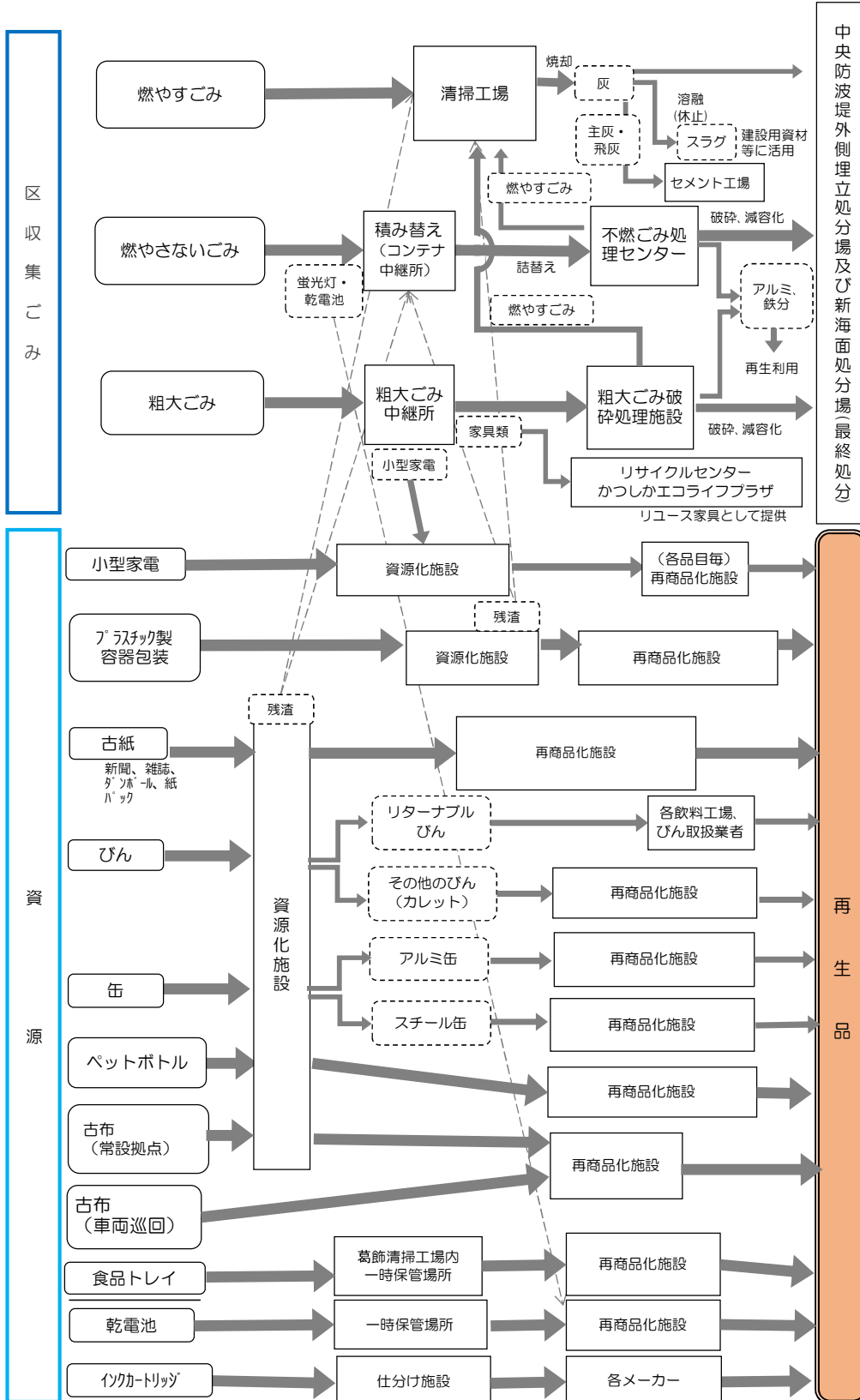


³ 資源：ごみのうち、再生利用できるもの。

⁴ 東京二十三区清掃一部事務組合：ごみの焼却や破碎等の中間処理、及びし尿の処理等の清掃事業を行うために、東京23区が共同で設立した特別地方公共団体のこと。略称「清掃一組」。

【区収集ごみと資源の処理の流れ】

ごみの収集・運搬（積み替えを含む）は葛飾区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は東京都が、それぞれ分担・連携して行っています。



(2) 前回答申以降の主な取組

平成 23 年 4 月	「第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 23 年 6 月	インクカートリッジの拠点回収 ⁵ 開始 かつしかエコライフプラザのオープン（区民利用 6 月 30 日～）
平成 24 年 4 月	粗大ごみの持込制度開始
平成 24 年 6 月	資源持ち去り防止を目的とした資源の早朝回収を開始
平成 24 年 7 月	集団回収における報奨金の加算制度導入
平成 25 年 4 月	粗大ごみ中の使用済み小型電子機器等（小型家電）の選別・資源化開始
平成 26 年 7 月	古布回収の常設固定回収ボックス 2 か所設置
平成 26 年 12 月	小型家電（30 cm 以下・9 品目）の拠点回収開始
平成 27 年 2 月	ペットボトルの店頭回収 ⁶ を廃止（拠点回収は継続）
平成 27 年 4 月	清掃一組が焼却灰のセメント化を本格実施
平成 28 年 4 月	「第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）」策定
平成 28 年 10 月	古布回収の常設固定回収ボックスを 4 か所増設し、計 6 か所に変更
平成 31 年 4 月	小型家電拠点回収の回収ボックスを 3 か所増設し、計 9 か所に変更
令和 2 年 4 月	蛍光管の拠点回収を集積所回収 ⁷ に変更

(3) 葛飾区の資源の収集形態一覧（令和 2 年度）

		行政回収		集団回収 ⁸
		集積所回収	拠点回収	
プラスチック製容器包装		○		
古紙	新聞・雑誌・段ボール・雑紙 ⁹	○		○
	紙パック	○	○	○
びん・缶		○		○
ペットボトル		○	○	
食品トレイ		○	○	
古布		○	○	○

⁵ 拠点回収：家庭から地区センターや図書館等へ持ち込まれた資源を区が回収すること。

⁶ 店頭回収：容器包装廃棄物をスーパーなどの小売店で集めること。

⁷ 集積所回収：家庭・事業所から集積所に排出された資源を区が回収すること。

⁸ 集団回収：自治会や PTA、子ども会等地域団体が自主的に行う資源回収のこと。

⁹ 雑紙：資源回収の日に出すことで、段ボール、新聞、雑誌、本、紙パックと同様に資源としてリサイクルされる紙類（お菓子、ティッシュなどの箱・チラシ、パンフレット・コピー用紙・包装紙・紙袋・ポスター・カレンダー・手紙、ハガキ、封筒 など）のこと。

	行政回収		集団回収 ⁸
	集積所回収	拠点回収	
乾電池		○	
プリンターのインクカートリッジ		○	
使用済み小型電子機器等（30 cm以下）		○	
廃食用油		○	

（４）ごみ量と資源量（平成 30 年度実績）

ごみ	区収集ごみ量 (a)	83,336 t
	持込ごみ量 (b)	23,930 t
	ごみ量計（区収集+持込）(a+b)	107,295 t
	区民一人一日当たり家庭ごみ量 (a/人口/365)	494 g
資源	資源量（行政回収+集団回収）(c)	23,661 t
計	ごみと資源の総排出量 (a+b+c)	130,956 t
	区民一人一日当たりごみ排出量 (a+b+c/人口/365)	778 g
	資源回収率 (c/ (a+c))	22.1%

※区収集ごみ：燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみの計

（家庭ごみと有料ごみ処理券を貼って集積所に排出された事業系ごみを含む）

※持込ごみ：事業者が直接あるいは委託して処理施設に運搬する事業系ごみ

※資源：集積所・拠点・店頭から区が回収する資源+集団回収の資源の計

2 第3次葛飾区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

葛飾区では、平成 23 年 4 月に「第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、目標達成状況や施策の実施状況などを踏まえ、内容を見直し、平成 28 年 4 月に改定版を策定しました。計画では「資源循環型地域社会の構築」を基本理念に掲げ、基本方針として「発生抑制を最優先としたごみ減量の推進」と「環境負荷が少なく適正なごみ処理体制の確立」の 2 つを定めています。

また、計画の達成度合いを測る指標として、以下の 3 つを設定しています。

指標	基準(H21)	現状値(H30)	目標値(R2)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	570 g	494 g	450 g
事業系ごみ年間総排出量	26,700 t	23,930 t	21,000 t
ごみと資源の年間総排出量	146,000 t	130,956 t	131,000 t

※事業系ごみ：葛飾区一般廃棄物処理基本計画における事業系ごみは、持込ごみのことを指す。

(1) 方針に基づく施策の状況

基本方針1 発生抑制を最優先としたごみ減量の推進

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組が進められた結果、区民一人一日当たりの家庭ごみ量は着実に減少しています。

区民や事業者に向けたごみ減量や3Rに関する情報提供や、ごみの発生抑制を目的とした区民主体の活動支援に当たっては、平成23年6月に開設した、かつしかエコライフプラザを有効活用しています。

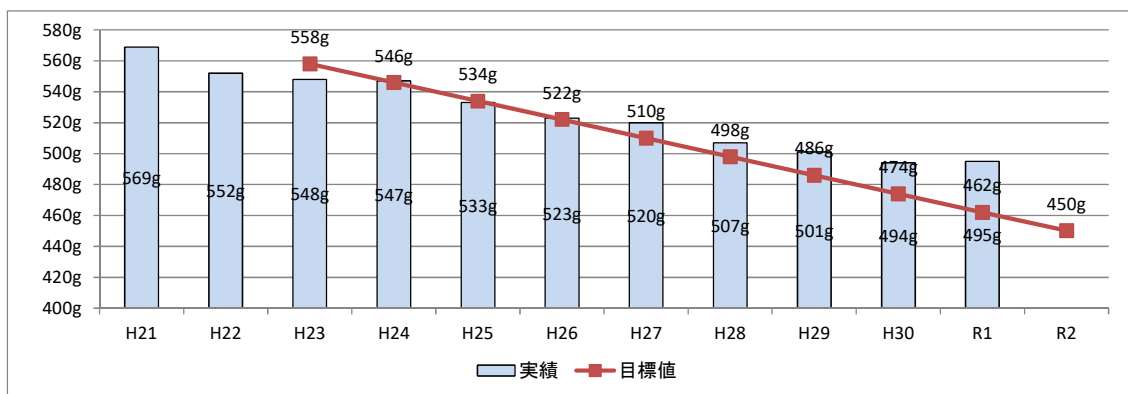
また、第3次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）の策定後、粗大ごみからの小型家電の抽出や古布の拠点回収の拡大、集団回収の活動促進に向けた加算金の支給など、資源化の拡充に向けた施策を実施しています。

基本方針2 環境負荷が少なく適正なごみ処理体制の確立

地球温暖化問題や天然資源枯渇の懸念などがある中、ごみの適正処理は、地球環境を保全し次世代に引き継ぐ循環型社会を構築するに当たって重要な役割を果たします。ごみの適正排出に向けては、区民や事業者に対して、適正な分別方法や排出マナーを徹底するよう啓発・指導を行っています。地域との協働による不法投棄防止対策の推進や、資源の持ち去り防止対策として資源の早朝回収などを実施しています。また、安定的・効率的な収集作業やごみ処理の過程における環境負荷の低減にも努めています。

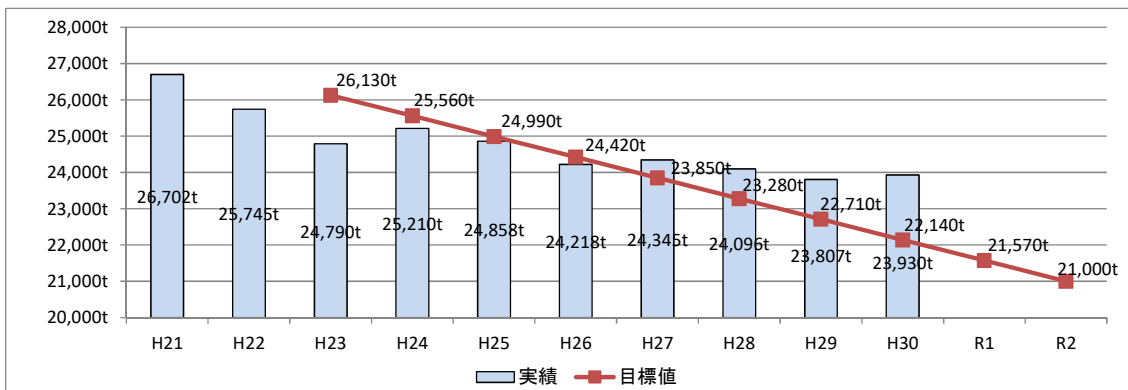
(2) 目標達成状況

●指標1：区民一人一日当たりの家庭ごみ量



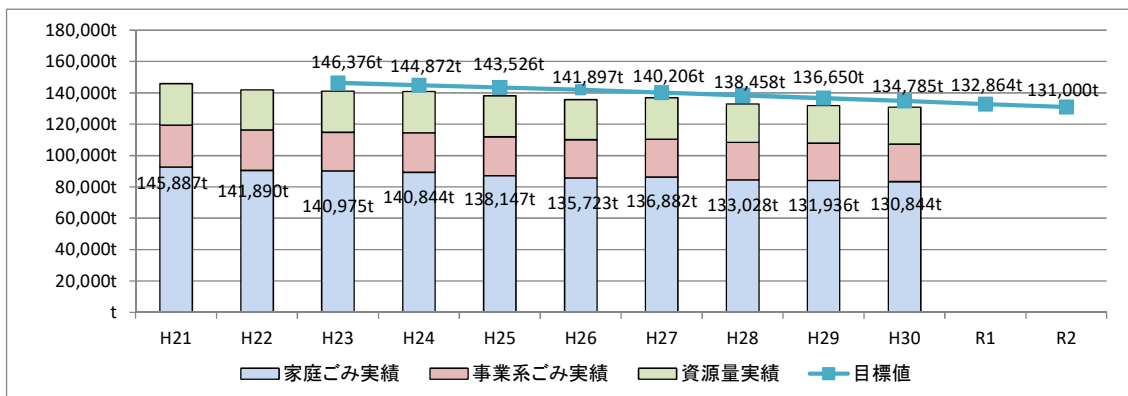
平成21年度と比較すると100g以上減っており、これまでの取組による成果が見られます。しかし、現在までの減少率から推計すると、令和2年度の目標達成は困難な状況にあります。

●指標 2：事業系ごみ年間総排出量



平成 21 年度と比較すると約 3,000 t 減ってきていますが、近年の排出量は横ばいです。指標 1 と同様に、これまでの傾向から推計すると、令和 2 年度の目標達成は困難な状況にあります。事業系ごみは、事業所数の増減や経済状況さらには近年の生活様式や区民の消費形態の変化などに影響される点を考慮する必要があります。

●指標 3：ごみと資源の年間総排出量



ごみ量と同時に資源量も減ってきていることから、ごみ量と資源量の合計は平成 30 年度時点で目標を若干下回っており、達成できています。なお、資源量の減少については、ペーパーレス化による紙類の減少やびん・缶などの容器類の軽量化による減量などが要因の一つと考えられます。

3 現状を踏まえた課題と今後の方向性

最終処分場を延命化させるためにごみを減量する、という従来の考え方に加え、世界的な課題である気候変動対策や天然資源の有効活用といった環境問題に関連づけて考える必要があります。

循環型社会の構築を目指し、平成30年に国で策定された第4次循環型社会形成推進基本計画は、SDGsを踏まえ、令和12年度までに家庭からの食品ロスを平成12年度比半減という目標が定められました。また、食品リサイクル法¹⁰に基づく基本方針ではサプライチェーン全体で令和12年度までに平成12年度比半減という目標が定められました。目標達成に向けては自治体が消費者や事業者に働きかけを行うことが期待されています。

葛飾区における食品ロスについては、平成29年度に実施した葛飾区ごみ性状調査によると、食べられるのに捨てられている食品（いわゆる食品ロス）は、燃やすごみ量のうち約7.5%を占めています。国の掲げる半減目標を達成するためにも、より一層の食品ロス削減に向けた取組を検討する必要があります。加えて、23区が共同して事業者などに働きかけることも重要です。

また、区民一人一日当たりの家庭ごみ量は着実に減少しているものの、資源化率は横ばいの状況となっています。令和元年5月に策定されたプラスチック資源循環戦略では、レジ袋有料化による使い捨てプラスチック買い物袋の徹底的な削減や、使用済みプラスチック資源の効果的かつ効率的な回収・再生利用、バイオプラスチックの実用性向上などの推進が求められています。プラスチックの徹底的な削減や、効果的かつ効率的な資源化のためには、消費者である区民による分別徹底は欠かせません。葛飾区においては、「かつしかルール」の一つである雑紙の分別徹底はもとより、プラスチックの分別徹底についても考える必要があります。

このように、食品ロスやレジ袋の削減に向けた発生抑制策と、雑紙やプラスチック製容器包装などの資源回収のさらなる徹底が重要ですが、さらなるごみ減量や区民の意識向上を図るためには、家庭ごみの有料化についても検討を進めていく必要があると考えます。

ごみ減量に向けて、区民・事業者・区がそれぞれの役割を認識し、責任を果たすためにも、区からの普及啓発活動や情報提供を継続していくことが必要です。

¹⁰ 食品リサイクル法：「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のこと。食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程における食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。

令和元年度に実施した区民アンケートによると、「日頃ごみ減量のために行っていること（複数回答可）」として、資源類の分別徹底（91.1%）、食べ残しを出さない（77.7%）の順で取り組まれているという結果となりました。

また、「ごみ減量のために一番大切なこと（複数回答可）」を質問したところ、資源は分別しごみとして出さない（54.1%）、ごみを出さないような生活をする（36.8%）という割合になりました。（【参考】平成21年度調査時：資源を分別しごみとして出さない（61.0%）、ごみを出さないような生活をする（23.0%））

このことから、平成21年度と比較すると、ごみの発生抑制を意識する区民の割合が増えていますが、過半数の区民は「ごみの発生抑制」よりも「資源の分別推進」を優先しているという結果になりました。しかし、まずはごみの発生抑制を最優先とすること、そして、その次の段階として資源化の推進を図る必要があるということを周知徹底し、ごみの発生抑制に努めていく必要があると考えます。

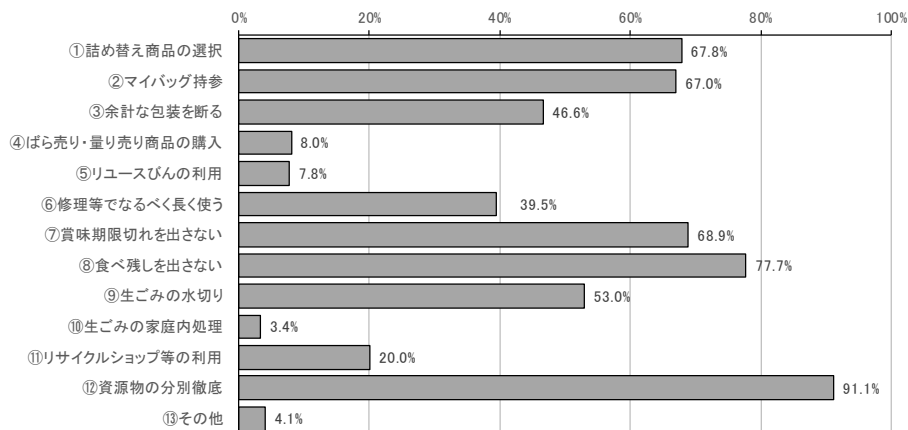


図1 日頃ごみ減量のために行っていること

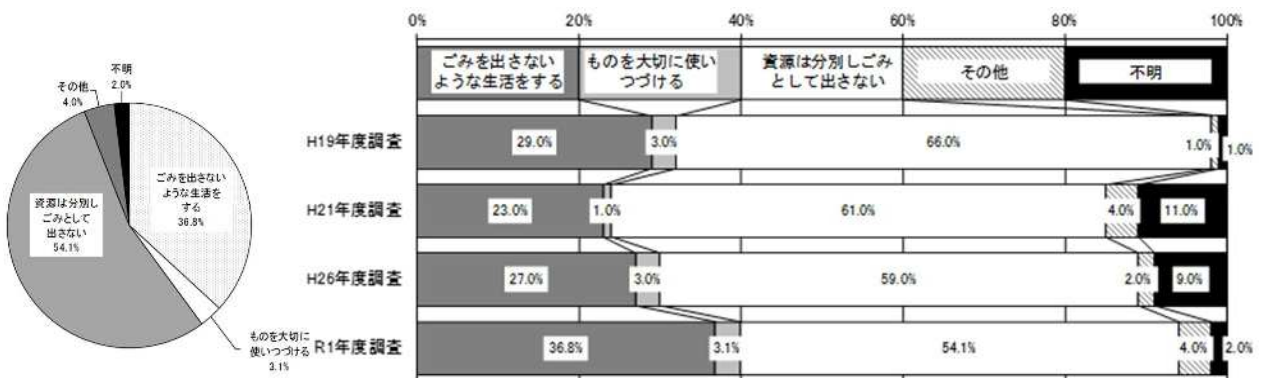


図2 ごみ減量のために一番大切なこと（過去調査との比較あり）

「区民アンケート令和元年度：調査期間令和元年9月17日～9月30日,有効回答数948通」

4 本審議会で検討した事項

本審議会は、令和元年8月28日に葛飾区長から「一般廃棄物の発生抑制を最優先とした循環型社会について」諮問を受け、約1年にわたり審議を重ねました。

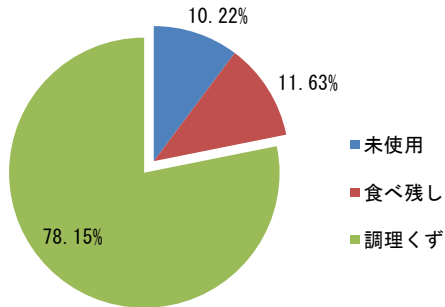
重点事項として「食品ロスの削減」「資源類の分別推進（主に雑紙とプラスチック）」「家庭ごみの有料化」について、現状と課題の分析と具体策の提案を行いました。詳細は次項に記します。

5 今後のごみ減量に向けた具体策の検討

(1) 食品ロスの削減について

【検討の参考にした背景】

農林水産省が公表した食品ロス量（平成29年度推計値）は612万tとされています。また、葛飾区で実施した平成29年度の調査では、葛飾区の食品ロスは5,832tと推計されました。



H29 生ごみ 26,692 t
(H29 燃やすごみ量 77,821 t の 34.3%)

内訳

調理くず	20,860 t (78.15%)
食べ残し	3,104 t (11.63%)
未使用/未開封	2,728 t (10.22%)

令和元年度に実施した区民アンケートでは、「生ごみを減らせますか」という質問に対して、過半数（55.2%）が「それほど減らせるとは思わない」と回答しています。その理由としては、「すでに取り組を行っている（46.8%）」「生ごみがほとんど出ない（27.7%）」となっています。

一方で、「生ごみを減らせると思う」と回答した区民は42.1%でした。そのうち、約60%の区民が「賞味期限切れを減らすことができる」と回答しています。

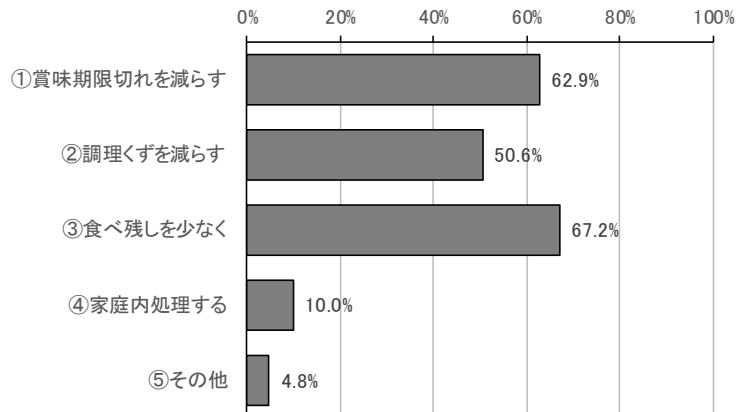
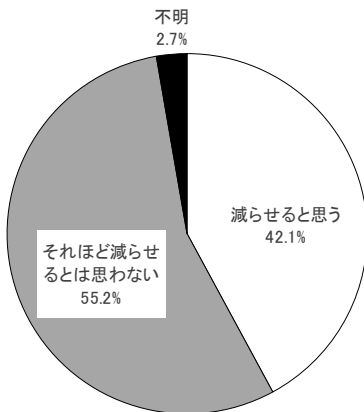


図3 生ごみ減量の可能性について

図4 取り組可能な生ごみ減量方法

「区民アンケート令和元年度：調査期間令和元年9月17日～9月30日、有効回答数948通」

SDGs では、17 の分野に合計 169 のターゲットを定めており、ゴール 12「つくる責任 使う責任」のなかに、次の 2 つのターゲットがあります。

ターゲット 12.3

令和 12 年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット 12.5

令和 12 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

また、SDGs を踏まえて、第 4 次循環型社会形成推進基本計画や食品リサイクル法に基づく基本方針では、持続可能な社会の構築を目指し、令和 12 年度までに家庭系及び事業系の食品ロス量を平成 12 年度の半減を目標としています。

さらに、令和元年 5 月に公布された食品ロスの削減の推進に関する法律において、都道府県及び市町村は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるように努めなければならないとされています。

このような社会的背景を踏まえ、葛飾区においても食品ロスの削減を図り、さらなる取組を進めていく必要があると考えます。

【葛飾区の現在までの取組】

・フードドライブ運動の推進

賞味期限が切れていない未開封の食品を区民から集め、NPO 法人等を通じて社会福祉施設等に寄付するボランティア活動を実施しています。

・「食べきり・使いきりメニュー」の作成・発信

東京聖栄大学と協働し、「食べきり・使いきりメニュー」を作成し、エコライフプラザ通信や区ホームページで周知しています。

・かつしか食べきり協力店の展開

区内飲食店や小売店に協力を呼びかけ、少量メニューの提供や量り売り・ばら売りを実施する店舗をかつしか食べきり協力店として登録し、区民に周知しています。

・生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成

家庭における生ごみ処理機及びコンポスト化容器の購入に要する費用の一部を補助することにより、生ごみの自家処理を促進するとともに、ごみ減量に対する意識の向上を図っています。

【審議会での主な意見】

◆現在の取組のさらなる推進

- ・葛飾区ですでに実施している食品ロス削減に向けた取組をさらに推進していくとともに、ポスターの掲示などによる「かつしかルール」の周知徹底を図り、区民に分かりやすく可視化することが重要だと考える。
- ・「かつしかルール」の中に、葛飾区らしい内容や、食品ロス削減に特化した内容、事業系と家庭系の両方を含めた内容などを取り入れれば、先進的な取組となるのではないか。

◆新たな取組の提案

- ・人間が命をつなぐために感謝して他の生物の命をいただく大切さを次の世代にきちんと伝えることが重要である。
- ・日々の学校給食や「葛飾教育の日」を活用して食品ロス削減を目指すとともに、食べきり使いきりコンテストの子どもバージョンをぜひ開催してほしい。
- ・フードドライブ¹¹は、区民や事業者と協働して月1～2回は実施してほしい。
- ・自分専用に飲み物を入れて持ち運ぶマイボトル運動にならい、自分専用のプラスチック製密閉容器を持参し、食べきれなかった料理を入れて持ち帰る運動を進めることで食品ロスを減らすのはどうか。
- ・食べきれない量の食材や、未開封のものを捨てるなどしないように、衝動買いを控え、冷蔵庫の食品の管理を徹底するよう啓発を行うのはどうか。
- ・現状では、家庭系の生ごみの資源化は進んでいないため、対策を講じる必要があるのではないか。

◆事業者に対する取組の提案

- ・事業者へのアプローチをしたい。例えば、小盛りメニューを注文できるようにする、食べ残したものを自己責任で持ち帰ることができるようにする、などの取組が可能になるよう事業者に対してさらに呼び掛けてはどうか。特にホテルや旅館などが食品ロスに関心を持てば大きな削減効果が期待できるのではないか。
- ・小売店や外食店などの事業者が食品ロス削減に取り組むとともに、消費者側も購入の仕方や外食店での食べ残しをなくすよう意識するなど、事業者と消費者が一緒になって取り組むことが非常に大切ではないか。その際、事業者の意図と消費者の意識にずれが発生しないよう、取組を推進する必要がある。

※「かつしかルール」とは…

区民・事業者・区の3者協働の取組みである、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が中心となり、葛飾区のごみ量を減らし、資源を良質なリサイクルにつなげるために実践する取組のこと。「かつしかルール」の目標として、以下2点を定めている。

①生ごみの減量（水切り・使いきり・食べきり）、雑紙の分別を実践している割合が80%以上

②燃やすごみから出るリサイクル可能な雑紙が10%以下

【審議会の提言】

葛飾区の食品ロス量を半減させることが必要です。

○「かつしかルール」の周知徹底を図ることで、生ごみの減量を最優先に進めることを前提として、食品ロス（直接廃棄¹²や食べ残し）を減らす努力をこれまで以上に行う必要があります。食品ロス削減に向けて区民・事業者・区が有機的かつ主体的に行動するためにも、庁内外の連携が不可欠となります。

○子育てや福祉、教育などのニーズに応えられるよう、庁内外の連携を図り、フードドライブの常設化や、事業者や地域団体が主催するフードドライブ運動に対する支援の検討を行う必要があります。

(2) 資源類の分別推進（主に雑紙・プラスチック）について

本審議会では、資源という広い概念の中から、葛飾区で適正に分別されずに不適正に排出される割合の多い「雑紙」と、近年海洋プラスチックごみ問題を発端として世界的に課題とされている「プラスチック」に関して検討を行いました。

なお、紙に関してはペーパーレス化が進んでいますが、脱使い捨てプラスチックを推進することで紙への代替が進む傾向があることから、今後は雑紙などの資源化が重要になると考えられます。

【検討の参考にした背景】

SDGs のターゲット 12.5 では「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」として、再生利用による廃棄物削減を掲げています。また、第4次循環型社会形成推進基本計画では「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を目指し、施策を進めています。

特にプラスチックについては、ペットボトルやプラスチック製容器包装の分別収集の徹底などが地方公共団体に期待されています。また、令和元年10月に出了た東京都廃棄物審議会の最終答申では、使い捨て型のワンウェイプラスチックの削減に取り組むべきと明記されました。令和元年12月には、東京都でゼロエミッション東京戦略やプラスチック削減プログラムが策定され、資源循環型社会の構築が喫緊の課題となっています。さらに、令和2年7月1日からは、容器包装リサイクル法の関係省令の改正によりレジ袋が有料化されます。有料化に伴い、マイバッグの持参が励行され、発生抑制型ライフスタイルへの移行が進んでいるところです。また、関係省令では、事業者の役割として、事業者から

¹² 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用またはそのまま食べられずに廃棄されたもの。

消費者へマイバッグを持参するように措置を講ずることとされており、事業者と消費者が連携を図る必要があります。

令和元年度に実施した排出実態調査では、燃やすごみの中には資源となる紙類（雑誌や段ボールなどの資源及び雑紙）が 9.4%混入されていました。平成 29 年度調査では 12.8%の混入率だったため、約 3 ポイントの減少がみられますが、まだ多く含まれていることがわかります。

表 1 適正排出率と資源等混入率（燃やすごみ）

項目		適正分別		不適正分別		
		燃やすごみ	燃やさないごみ	プラスチック製容器包装	資源	小計
資源	紙類	新聞紙			2.1%	2.1%
		雑誌			1.3%	1.3%
		書籍			0.2%	0.2%
		段ボール			0.8%	0.8%
		容器包装			3.7%	3.7%
		OA用紙			1.5%	1.5%
		雑紙			2.6%	2.6%
	小計			12.1%	12.1%	
	PETボトル			0.4%	0.4%	
	発泡樹脂トレイ			0.1%	0.1%	
飲食用びん			0.0%	0.0%		
飲食用缶			0.1%	0.1%		
プラスチック製容器包装			7.0%	7.0%		
可燃物	厨芥	38.7%			38.7%	
	紙くず	13.3%			13.3%	
	繊維	5.3%			5.3%	
	草木	10.3%			10.3%	
	プラスチック類	3.5%			3.5%	
	ゴム・皮革	1.2%			1.2%	
	その他可燃物	7.4%			7.4%	
不燃物	ガラス類		0.0%		0.0%	
	金属類		0.2%		0.2%	
	小型家電		0.2%		0.2%	
	石・陶磁器		0.0%		0.0%	
	その他不燃物		0.1%		0.1%	
合計	79.7%	0.5%	7.0%	12.8%	100.0%	

【葛飾区の現在までの取組】

①雑紙

- ・ 雑紙回収袋の配布

清掃地区別懇談会やイベントにおいて配布することにより、雑紙のリサイクル意識の向上やリサイクルできる紙類の再認識を図っています。

②プラスチック

- ・ プラスチック製容器包装の分別収集

平成 20 年度からプラスチック製容器包装の分別収集と再資源化を行っています。

- ・ ごみ減量キャンペーンの実施

プラスチックごみの削減を目的として、ごみ減量キャンペーンでマイバッグやマイボトルを配布するなど、ワンウェイプラスチックの使用削減に向け

た普及啓発活動を行っています。

- ・レジ袋の削減に向けたスタンプカード事業
区内商店街においてマイバッグを利用した方に対して、スタンプカードを活用してポイントを付与しています。
- ・リユース食器の活用
繰り返し使用するリユース食器をイベントで活用しています。
- ・環境学習（令和元年度：96件）・出前講座（令和元年度：2件）
区職員や「かつしか3Rサポーターの会¹³」が小学校や地域活動の場に出向き、講座を行っています。

【審議会での主な意見】

◆現在の取組のさらなる推進

- ・若い時からごみや資源に関心を持ってもらうための取組として、小学生に対してごみの分別や資源の種類などについて教えることや、大学生にごみ減量キャンペーンを手伝ってもらうことは作戦としてとてもよい。
- ・雑紙資源化のチラシを配る際は、学校や町会のお祭りなどのイベントと連動させ、これまでの普及啓発の結果をアピールし、地域全体で機運を高めるとよいのではないか。

◆新たな取組の提案

- ・現在も「雑紙回収袋」を配り、普及啓発をしているが、分別ボックスなどでさらなる啓発をしたらどうか。
- ・資源とごみの収集カレンダーをさらに大きくして見やすくするのはどうか。
- ・普及啓発用DVDに、葛飾区ゆかりのキャラクター（両さんや寅さんなど）を使用してもよいのではないか。
- ・YoutubeやTiktokなど、ユーザーの多いツールを活用し、「かつしかルール」の徹底に関する動画作成コンテストを開催したらどうか。
- ・燃やさないごみの中に含まれる金属（小型家電やリチウム電池など）を資源化できればかなり資源化量も増えると思われる。資源化できる品目を増やしたらどうか
- ・容器包装プラスチック以外のプラスチックの資源化にチャレンジする方法もある。しかし、資源化するとなると、その設備や委託先などを決めなければならないので、もし実施するならば大きな決断になる。
- ・プラスチックについては、委託業者だけではなく、子ども会で集めることで親も協力することが見込まれるため、さらに効果が期待できるのではないか。
- ・容器包装プラスチックについては、事業者の自主回収による製品の再生利用や

¹³ かつしか3Rサポーターの会：区が実施した3R推進パートナー養成講座を修了した方々により平成27年に結成された有志の会のこと。環境学習や出前講座など、地域の方へのごみ減量の普及啓発を行っている。

店頭回収を実施している店舗など、消費者が参加しやすくするための情報提供が必要である。

◆事業者に対する取組の提案

- ・企業で導入されている「通い箱¹⁴制度」をさらに進めてほしい。
- ・事業者に対して、再利用できるプラスチックの規格統一を求めてもよいのではないか。

【審議会の提言】

雑紙

「かつしかルール」の達成に向けた取組促進が必要です。

- 区民一人一人の意識を向上させ、ごみとして出されている資源の割合を減らすためにも、資源となる紙に関する情報提供や、「かつしかルール」の周知徹底が最優先です。

プラスチック

ゼロエミッションかつしか宣言に基づき、プラスチックの循環利用（水平リサイクル¹⁵）を進め、葛飾区における脱使い捨てプラスチックの取組促進が必要です。

- 事業者の自主回収や店頭回収を含めた、ごみと資源の適正排出を徹底し、葛飾区の取組について積極的に情報発信を行い、区民・事業者・区が協働して資源循環を目指す必要があります。
- 事業者と協働し、バイオプラスチック¹⁶の活用の検討や新たな回収スキームの検討を行い、使い捨て型のワンウェイプラスチックの削減及び適切なりサイクルに繋げる必要があります。
- 事業者に対し、バイオプラスチックや生分解性プラスチックなどの機能や品質基準に対する規格統一を引き続き求め、統一された規格の周知徹底や遵守を図っていく必要があります。

また、雑紙とプラスチックに関する取組のほかにも、資源量を増加させる手法の一つとして、不燃ごみの資源化を検討してもよいと考えます。

¹⁴ 通い箱制度：製品等を輸送する際に使用する再利用できる箱のこと。

¹⁵ 水平リサイクル：元のプラスチックと同等の品質に戻すリサイクルのこと。

¹⁶ バイオプラスチック：微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」及びバイオマス（サトウキビやトウモロコシなどの再生可能資源）を原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称。

(3) 家庭ごみの有料化について

【検討の参考にした背景】

平成 28 年 1 月に改正された国の「廃棄物の減少その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきとされました。東京都は資源循環・廃棄物処理計画で家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、有料化に向けた議論を促していく、としています。

特別区の動向としては、平成 16 年特別区助役会において「家庭ごみ有料化に当たっては、必要に応じて特別区全体での検討・調整を行う余地があるものの、基本的には、各区がそれぞれの課題に取り組み、効果的な有料化の施策の実現を目指す」と結論付けています。

【葛飾区の現在までの取組】

第 3 次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）において、「葛飾区の実情に合った有料化制度のあり方を検討する必要がある」としています。

【審議会での主な意見】

◆現在の取組を優先すべき

- ・有料化は最後の切り札であり、今の段階では、発生抑制や分別推進を徹底することに力と経費をかけるのがよいと考える。
- ・経済的に大変な時に有料化はしたくない。「葛飾区は有料化をしないから、その代わりに区民の方はここまでやってください」という方向性があればありがたい。
- ・子育て世代や介護が必要な世代など、オムツごみなどによる負担が増す（ごみの嵩が増えるので負担が増す）方々に対してはしっかりした説得材料がなければ有料化は受け入れがたい。ただし、そういった方々に対しては指定袋を何枚か配り、超過分のみ有料にするなど配慮した手法もある。

◆有効な手段として検討すべき

- ・ごみ発生抑制への意識喚起やごみの排出量に応じた費用負担の公平性など、有料化は、ごみ減量の手段として一番有効ではないか。ごみ減量については、地球温暖化防止対策として捉えることが重要ではないか。
- ・環境保全にかかる経費だと考えるため、将来的に有料化は避けられないのではないか。

【審議会の提言】

家庭ごみの有料化導入の検討のための仕組みづくりを要望します。

○今回策定する第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標達成に向けて、一層のごみ減量を行うためには、家庭ごみの有料化は非常に有効な手段です。ただし、導入に当たっては、葛飾区を取り巻く社会的な状況や経済的な状況を見据える必要があり、十分な検討が必要です。

○検討や導入に向けては、区民や事業者の協力のもと、実施内容や効果などについて検証するための検討委員会の設置が必要と考えます。

(4) 事業系ごみの減量について

【検討の参考にした背景】

葛飾区の事業系ごみは、平成21年度からほぼ横ばい、もしくは微減傾向にあり、第3次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）に掲げる目標を達成することはできない見込みとなっています。令和元年度に実施した事業系ごみ実態調査によると、小規模事業所では資源の45%が廃棄されていると推計されています。本審議会において審議の重点事項とした「食品ロスの削減」「資源類の分別推進」に関する意見交換の中でも、事業者へのアプローチによるごみ減量について多くの意見が出たため、改めて本項目でまとめます。

【葛飾区の現在までの取組】

・ 区の率先した取組

区内最大規模の事業者である区は、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚し、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全庁的に取り組んでいます。（マイボトル使用推進、古紙のリサイクル、3010運動の推進、グリーン購入の推奨など）

・ 事業者への啓発活動

事業活動によって生じる廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが法により定められています。事業者の役割や、ごみの減量方法、適正処理について、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」や「廃棄物管理責任者講習会」の参加団体等へ説明することで、周知徹底を図っています。

・ 区収集を利用する事業者への適正排出指導

適正な有料ごみ処理券の貼付や、分別の徹底を指導し、適正排出を促しています。

・ かつしか食べきり協力店事業

飲食店における「食べきり」を実践するため、少量メニューの提供や持ち帰りへの対応、売れ残り品の値引きなどを実施する店舗を「かつしか食べきり協力

店」に登録しています。登録店舗はホームページやイベント等で広く区民にPRしています。(令和元年12月時点25店舗)

- ・説明、相談体制の確立
排出量が少量の小規模事業所等への説明や、相談を受け付けるなど、適正排出に関する問い合わせに対応しています。
- ・大規模事業所等に対する適正排出の徹底
大規模な事業所や店舗に対して、講習会や条例に基づく立ち入り検査などを実施することで、ごみ減量の取組や適正処理についての指導を徹底します。
- ・取組への動機づけ
事業者がごみ減量や3Rに積極的に取り組むためのインセンティブとして、「エコチャレンジ(事業者部門)」「エコマスター(事業者部門)」認定制度により、事業者の取組を公表するとともに、優良事業者の表彰を行うことで、事業者の自主的な取組を促進しています。(令和元年12月時点0件)

【審議会での主な意見(再掲)】

- ・飲食店の食品廃棄物は重要課題であり、特に食品ロス削減に関しては、事業者へのアプローチが有効ではないか。例えば、小盛りメニューを頼めるようにする、食べ残したものを利用者が自己責任で持ち帰ることができるようにする、などの取組が可能になるよう事業者に対してさらに呼び掛けてはどうか。特にホテルや旅館などが宴会時の食品ロス削減に関心を持てば大きな削減効果が期待できるのではないか。
- ・小売店や外食店などの事業者が食品ロスに取り組む際には、消費者、利用客側も購入の仕方や外食店での食べ残しをなくすよう意識するなど、事業者と消費者が一緒になって取り組む機運を地域の中に醸成することが非常に大切ではないか。
- ・配送や運搬する際の包装材に関して一部の企業で導入されている「通い箱制度」をさらに進めてほしい。
- ・事業者に対して、バイオプラスチックの機能や品質基準に対する規格統一を求める方策等について、23区で国や事業者に働きかける協議の場を作るのはどうか。

【審議会の提言】

第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画でごみ減量目標を掲げ、その確実な達成に向けて一層の充実が必要です。

○事業者に対して効果的かつ効率的にアプローチをすることで、さらなるごみ減量やリサイクルにつなげていく必要があります。対象となる事業者を明確にし、分かりやすく取組みやすい参考情報の提供や啓発を行うこと

で、より大きな効果につながると考えます。このため、区民・事業者・区の三者での協議が有効です。

○（再掲）ゼロエミッションかつしか宣言に基づき、再生資源の循環利用（水平リサイクル）を進め、葛飾区における脱使い捨てプラスチックの取組促進を要望します。

○（再掲）事業者と協働し、バイオプラスチックの活用の検討や新たな回収スキームの検討を行い、使い捨て型のワンウェイプラスチックの削減及び適切なりサイクルに繋げる必要があります。

6 第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画の指標の提案

指標1 区民一人一日当たりの家庭ごみ量

指標2 事業系ごみ年間総排出量

指標3 資源回収率

（1）指標1：区民一人一日当たりの家庭ごみ量

第3次葛飾区一般廃棄物処理基本計画（改定版）では、令和2年までに区民一人一日当たりの家庭ごみ量を平成21年度比約20%減量し、450gにすることを目標としています。本答申を受け策定される第4次葛飾区一般廃棄物処理基本計画では、現計画を引き継いだうえで、さらに発展させた目標を設定する必要があります。目標設定の際には、第4次循環型社会形成推進基本計画で掲げる国の目標値（令和7年度440g）や、他区の目標値等を踏まえた目標値の設定が必要です。

（2）指標2：事業系ごみ年間総排出量

事業者から排出される一般廃棄物の中には、紙類が約3%含まれていることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていく必要があります。また、事業者から排出される食べ残しは約9%となっており、飲食店などでの食べ残しを一人一人が意識して減らすことで事業系ごみの削減につながりません。

事業系ごみは、区内の事業所数の増減や経済状況などの外的な要因に大きく影響を受ける傾向にあります。区内から発生するごみの約22%を占めているため、事業者への働きかけによる効果は少なくありません。そのため、事業系ご

み年間総排出量の指標の設定が必要です。

(3) 指標3：資源回収率

令和元年度のごみ排出原単位等実態調査では、燃やすごみ（家庭ごみ）の中に資源となる紙類が8.4%含まれていました。葛飾区基本計画では、資源回収率を令和4年までに32.7%とすることを目標としていますが、平成30年度の資源回収率は22.1%となっており、目標に達することができない見込みです。目標達成のためには、ごみとして排出している資源を適正に分別していく必要があります。また、不燃ごみや粗大ごみの中にも資源として活用できるものが多く含まれているため、これらを資源化していくことも求められます。

資源循環型社会を目指していくためにも、資源回収率の指標の設定が必要です。

7 計画の弾力的対応と見直し

葛飾区一般廃棄物処理基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を検討すべきと考えます。なお、計画に定められた具体的な目標や、それを実現するための個別の施策については、目指すべき循環型地域社会の実現に向けて、社会情勢の変化や施策の検討・進捗状況に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に対応することが重要です。

おわりに

～循環型社会づくりの中での今後のごみ処理事業のあり方～

本審議会は、葛飾区長からの諮問に基づき、「一般廃棄物の発生抑制を最優先とした循環型社会について」答申をまとめました。

葛飾区が今後、発生抑制を最優先とした循環型社会を実現するためには、地域のつながりが強いという葛飾区らしい強みを活かし、区・事業者・区民が一丸となつてごみの減量や適正な排出、良質なりサイクルを行うことが重要です。

区民一人一人が資源循環を意識して自発的にごみ減量と資源化に取り組むとともに、事業者を含め地域の様々な人々が地域コミュニティに積極的に関わりあうことで、持続可能な循環型地域社会の形成につながります。なお、国の第4次循環型社会形成推進基本計画では、このような地域の環境課題を多様な主体の参画で解決する個性あふれる地域を「地域循環共生圏」と捉え、環境政策の重要課題として取り組んでいます。葛飾区の地域に根差した「循環型地域づくり」を一つのモデルとして推進していくことを期待します。

今回は発生抑制を踏まえたごみ減量策を重点的に話し合いましたが、気候変動により自然災害が甚大化することによる災害廃棄物の発生に対し、迅速に処置することが各地で課題となっています。葛飾区においても、災害廃棄物処理計画（令和3年度～）を推進し、区民や事業者にとって平常時から適切な情報を確実に提供し、いざというときに地域で支え合い、迅速な対応ができるよう期待します。

新たな一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、本答申に示した提案はもとより、審議会での議論や、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の考え方等を十分に踏まえていただきたいと考えます。そして、策定後は、計画内容を区民や事業者に対して積極的に周知を図り、計画事業を協働で実施することで、「ゼロエミッションかつしか」「SDGs かつしか」の理念のもと、廃棄物分野の取組を行い、循環型社会の実現に向けて尽力されることを期待します。また、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針に基づいた、自治体の食品ロス削減推進計画と位置付けられる記載の明確化も検討いただきたいと考えます。

〈資料編〉葛飾区リサイクル清掃審議会諮問文（写）

写

31 葛環り第 180 号

令和元年 8 月 28 日

葛飾区リサイクル清掃審議会 会長 殿

葛飾区長 青 木 克 徳



葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例第 7 条の規定に
基づき、下記事項を葛飾区リサイクル清掃審議会に諮問いたします。

記

一般廃棄物の発生抑制を最優先とした循環型社会について

葛飾区リサイクル清掃審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
学識経験者 (3名)	あさくら あけお ○朝倉 暁生	東邦大学理学部生命圏環境科学科 教授 (工学博士)
	さきた ゆうこ ◎崎田 裕子	・ジャーナリスト ・環境カウンセラー ・NPO 法人持続可能な社会をつくる元気 ネット理事長 ・NPO 法人新宿環境活動ネット代表理事
	しょうじ はじめ 庄司 元	(株)環境文明研究所 客員研究員
区民・事業者 団体 (5名)	あきやま せいいち 秋山 精一	自治町会連合会会長 (南綾瀬自治町会連合会長)
	おおさわ あきら 大沢 亮	官公需適格組合 東京都環境衛生事業協同組合 葛飾支部長
	おおやま やすひさ 大山 安久	自治町会連合会副会長 (西水元地区自治町会連合会長)
	すぎの ゆきお 杉野 行雄	(株)杉野ゴム化学工業所 代表取締役
	やも おか まさこ 谷茂岡 正子	東京都地域婦人団体連盟会長 葛飾区消費者団体連合会長
公募区民 (2名)	ささき さだじ 佐々木 定治	・かつしか3Rサポーターの会会長 ・H17 環境カウンセラー登録 (専門分野:生態系生物多様性、地球温 暖化、3R) ・H28 行政評価委員会委員 ・葛飾区生物多様性推進協議会委員 ・葛飾区緑化推進協力員 ・地球温暖化対策推進協議会委員 ・消費生活審議委員 ・環境省臨時審議委員 ・環境省環境保全功労者
	たにもと あやの 谷本 綾乃	・H27 葛飾区子ども・子育て会議委員 ・H27~30・R1 行政評価委員会委員

◎=会長、○=会長職務代理者

葛飾区リサイクル清掃審議会審議経過

	開催年月日	内容
第1回	令和元年8月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問「一般廃棄物の発生抑制を最優先とした循環型社会について」 ・ 23区及び葛飾区の清掃事業の現状
第2回	令和元年9月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要課題の定期 ・ 課題の検討① 食品ロス削減の推進
第3回	令和元年11月5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の検討② 資源類の分別推進
第4回	令和2年1月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題の検討③ 家庭ごみの有料化
第5回	令和2年4月10日(金) ※書面会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の検討
第6回	令和2年5月19日(火) ※書面会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の検討
第7回	令和2年6月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第5回及び第6回は書面会議とした。